

下水道政策研究委員会 第1回 制度小委員会 議事要旨

日 時 令和元年12月27日(金) 10:00~12:00

場 所 日本下水道協会 第1~3会議室

出席者 委 員 長 花木委員

委 員 足立委員、板垣委員、神山委員、小林委員、齋野委員、清水委員、
成田委員、錦戸委員、古米委員、増田委員

オブザーバー (総務省) 川畑準公営企業室課長補佐

事 務 局 (国土交通省) 植松下水道部長、梶原下水道企画課長、松原下水道事業
課長、白崎流域管理官、鈴木管理企画指導室長、吉澤事業マネジメント
推進室長、加藤流域下水道計画調整官、本田下水道事業調整官、吉田下
水道企画課企画専門官、(日本下水道協会) 岡久理事長、成田常務理事、
中島常務理事、渡辺企画調査部長、永田企画課長

□ 配付資料：

次第

委員名簿

資料1 下水道政策研究委員会 制度小委員会について

資料2 検討事項(案)：下水道事業の持続性の確保(たたき台)

資料3 検討事項(案)：浸水対策の強化(たたき台)

参考資料1 下水道の重要施策について

□ 議 題：

(1) 開会

(2) 挨拶

- ・国土交通省：植松下水道部長より挨拶。
- ・日本下水道協会：岡久理事長より挨拶。

(3) 委員紹介

(4) 委員長選出

- ・花木委員が委員長として選出された。

(5) 委員長挨拶

- ・花木委員長より挨拶。

(6) 議事

1. 制度小委員会について
2. 検討事項(案)について
3. その他

事務局) 「資料1 下水道政策研究委員会 制度小委員会について」を説明。

委員長) 資料1について皆様からのご意見を頂きたい。特に、本委員会で議論すべき論点等について、いろいろとご意見をいただきたい。

委員) ・浸水対策を特出しして議論することは重要だが、その他の項目として、水資源や省エネルギーなども制度面から検討しておくべき。

・水全体のマネジメントの観点から、河川や防災部局等との連携において、下水道が担う役割とその目標や関連機関との連携のあり方という切り口で議論することも重要。

・PPP/PFIでは、クライアントと事業者の間で情報の共有化がまだまだできていない。とりわけストックの部分に関する情報の共有化が重要であり、そのための制度化が必要。

・今後、開発途上国への民間進出を考えた場合、下水道の原点である公衆衛生、テールリスクに対する配慮について何らかの形でわかりやすく示す努力が必要である。

委員長) PPP/PFIでの情報の共有化に関する指摘については、持続性のテーマ中で議論。

・下水道の本来の役割である衛生的な問題の改善については、その他の事項において、制度改正の必要性を含めて議論。

・水資源に関しては、水循環基本法との関係も踏まえ、平時から河川と下水道の連携も重要。

委員) ・官民連携や広域連携では、地域性を考慮し、地域に根差して政策を構築していかなければならない。特に、人口減少や技術者不足が懸念される中小自治体への横展開が重要。

・広域化という形の中で雨水を議論する中では、下水道自身の政策を大切にしつつ、河川との連携や両者の機能の違いをもっと明確にして、下水道施設の強化やコンパクト化、地域によって異なる整備レベル等、広がりを持った議論が必要。

・下水道の料金体系について、公的負担を含めた全体の仕組みを分かりやすく伝えるべき。下水道の役割として汚水処理だけでなく、浸水防除等の重要な役割を含め、しっかりと知らせていくことが必要。

委員長) 下水道料金については、持続性のテーマで詳しく議論。その中で、どこまで料金で徴収するのか、それを一般の方に認識していただくためのわかりやすい見せ方も含めて議論できれば。

委員) ・一般市としては、資料2に書かれている内容が大きな課題で、特に公営企業会計の適

用とストックマネジメントの推進が基本。公営企業会計の適用が進むと、ストックマネジメント、使用料の適正化へと進んでいくと思われるので、公営企業会計の適用の早期促進の取組が必要。

- ・ 浸水被害について、外水被害と内水被害の原因の境目の基準があいまい。公共下水道でどこまで対応するのか、その責任分界点が不明確。

委員長) 内水と外水については、国交省内部あるいは自治体内部の責任の範囲を明確にするという議論と、社会にとっては溢れることに変わりはないから両方を一体的に扱う議論があるものと思料。

事務局) 浸水対策について、下水道が将来的にどのレベルまでやるべきかというマスタープランの必要性があるのではないかと考えており、第3回で議論いただきたい。

委員長) 以上の意見等を踏まえて、基本的に資料1の内容で進めることとしたい。なお、第2回、第3回の議論の中でさらに追加的に検討が必要な事項が出てくれば、その際に議論。

事務局) 「資料2 検討事項(案): 下水道事業の持続性の確保(たたき台)」と「資料3 検討事項(案): 浸水対策の強化(たたき台)」を説明。

委員長) 資料2と資料3については、次回以降にもっと詳しい内容を議論。ここでは、これらの資料にどのような論点を盛り込むべきかについてご意見をいただきたい。

委員) ・核となる側の都市としては、広域化・共同化についてなかなかメリットが見い出せない状況であるが、逆にこれを前面に出して人員の確保や効率的な維持管理のノウハウの蓄積などのメリットを見い出せないものかと模索している状況。

・ 雨水管理総合計画は、浸水対策を、いつどこをどういうレベルで整備していくかを市民に説明する上で必要。特に、中長期の計画を示すことにより、当面整備できない地域に対して、自助・共助の協力を得るツールとしても活用でき、総合的な浸水対策の推進という観点からも雨水管理総合計画の策定が有意義。

・ 財源の裏付けがないと事業の実行が担保できない。実行できない計画は策定するインセンティブが働かない。昔の下水道整備五箇年計画のようなものを復活させ、事業の執行を担保すべき。

・ 河川の場合は、河川法に基づき、上位計画となる河川整備基本方針、下水道法事業計画に相当する河川整備計画がある。河川整備計画には、河川整備基本方針のうち優先順位が高い工事計画が示され、両者が連動している。雨水管理総合計画と下水道法事業計画も法的に連動させて、実行性を持たせることが重要。

- ・下水道整備の効果が一般に知られていない。ストックマネジメント、浸水対策の強化にしても負担が増えることを目に見える形で住民の納得を得ることが重要。そのために、わかりやすい事例を活用した広報活動、普及、啓発といったものも計画の中に入れて込んでみるとよいのではないかな。

事務局) 浸水対策の事業計画を策定する際には、雨水管理総合計画を作成して、その計画をもとに事業計画を作成することとなっているので、そういう意味では上位、下位といった関係は明確になっている。

- ・汚水の場合は、事業計画も上位計画の流総計画もともに法定計画。しかし、雨水管理総合計画の策定はあくまでも要請。資料3において、雨水管理総合計画は事業計画の上位計画であると書ききっていないのは、法的な裏付けの強弱を意識したもの。技術的な内容としては上位計画のようなもの。

委員) ・公営企業会計に必要なデータが整っていないということは、事業の属性によるものがあると思うので、問題提起したらどうか。

- ・料金体系において、使用料金の根拠が各公営企業体で異なり、同じ県内でも料金格差が見られるので、料金の設定方法のルール化や持続可能な料金設定への誘導も必要。

- ・市町村では、財政や技術上の理由から、下水道の未整備区域が存在。最近では、更新が安く済むという理由で、個人設置型の合併浄化槽を選択する町村があるが、受検率が低く、環境が懸念される。下水道はお金がかかるが、信頼性がある、安心できるインフラである。一方で、生きていく上で絶対必要なものと認識される水道料金とは異なり、なかなか値上げの理解が得られにくい。料金に対しては、それ相応の金額がかかるという告知のようなものを新たに整理して、持続可能な料金をとれるような制度設計を要望していただきたい。

- ・ストックマネジメントという言葉のアセットマネジメントに変えて、ヒト・モノ・カネの議論を整理するべきことを下水道分野でも周知してくべき。

- ・使用料に関連して、下水道には健全なまちづくりに貢献するという目的があるので、新下水道ビジョンの際にも議論したように、雨水対策のための費用負担のあり方を議論すべき。下水道というと汚水のことしかイメージされておらず、浸水対策についても雨水管理のコストと便益を明確に示していくことが必要。

- ・水道は都道府県が主導して企業団など広域連携の組織を作っている。一方、下水道の場合は、流総計画を基に流域単位での取組もあるので、流域や広域での協議会の活用が想定される。その協議会を主導する者が、県がよいのか、中核都市がよいのか、ケース毎に整理するとよりよい制度設計が可能。

- ・浸水対策については、今回のような台風第19号や平成30年の豪雨の場合、下水道施設が被災する可能性が高いので、被災した後、いかに早く復旧できるのかというタイ

ムライン的なものを含めた「復旧力」強化の制度設計といったものを検討すべき。

- ・今後想定される計画超過の降雨に関しては、内水氾濫と外水氾濫が複合して発生することから、それに相当する新しい用語を定義して、これを対象に一体的に進めるといったブレイクスルーが必要。これにより、国・県・市町村管理の河川ごとに下水道部局と河川との協議が難航して、今まで策定が遅れているポンプ運転調整ルールが策定され、雨水ポンプの整備が進んでいくことを期待。

事務局) 下水道法施行令第5条の12に維持修繕に係る技術上の基準があり、災害が発生した時に応急の措置をとることが、平時の基準と併せて明記されている。国交省としてはこの規定に基づきBCPの作成や災害時の業務継続を促進している。

委員) ・終末処理場のような下水道の根幹施設が想定氾濫区域の中にあるというのは、政策を進める上での矛盾。根幹施設が浸水リスクの高い場所に位置する場合、5分の1や10分の1の計画確率年ではなく、100分の1ぐらいの計画確率年とする必要があるのではと史料。

- ・持続性の確保の資料において、マネジメントの具体的な中身が出ていないので、次回の委員会では示すこと。
- ・ISO55000等、下水道事業が我が国のアセットマネジメントを先導する役割についても触れていただきたい。
- ・法定耐用年数をはるかに超える施設が使われている現状があるので、LCCをベースとした管理会計の導入について検討いただきたい。
- ・資料2の2ページ目にある改築事業量の低減・平準化の図については精査すること。
- ・持続性の確保に関して、人・モノ・カネの一体的な取組を推進するという論点はよいと思うので、第2回で、データも一体的に提示していただきたい。特に、中小市町村は、ストックだけではなく、アセットマネジメントとして、できることからやっていく方が有益なので、そういう方向での資料の提示をお願いする。
- ・下水道全国データベースの現状と課題を報告いただきたい。
- ・広域化について、都道府県等では人材が不足しているため、なかなか進まないという現状がある。そのため、都道府県と連携しながら、国が直轄的に関わっていけるような制度づくりが必要。国がモノを作り、それを都道府県に委ねていくような形の中で、事業団や公社の活用法が見いだせる。また、例えば、対象を汚泥処理の広域化に絞ることにより、実現性が高まるとともに、汚泥処理に係る市町村の負担金を対象にコンセッションを導入するという発想も可能。運営権者に対しては、市町村も意見が言いやすいので、データの開示につながると考えられる。

- ・浸水対策のBCPについても、制度を充実させるべき。その際、非常時の災害対応や資機材の確保等を、平常時の対応に内在化させる観点での検討が重要。

委員長) いただいたご意見については、次回以降で反映させていただく。

事務局) 次回の制度小委員会は、2月21日(金)10時から、日本下水道協会第1～3会議室で開催を予定。

(7) 閉会

以上